

住宅火災を防ぐために もう一度確認! 守ると安全

7つのポイント



朝夕冷え込む日が多くなってきました。これからの季節は空気が乾燥し、火災が起こると被害が大きくなる傾向があります。そこで、住宅火災を防ぐための7つのポイント(3つの習慣と4つの対策)を紹介します。住まいを安全・安心な場所にするため、もう一度身の回りの確認をしましょう。

11月9日～15日は秋季火災予防運動期間

「消しましょう その火その時 その場所で」

(平成28年度全国統一防火標語)

いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

① たばこ

- ・寝たばこは絶対やめる
- ・吸い殻は、完全に消えていることを確認してから捨てる
- ・灰皿に吸い殻を溜めない



② ストーブ

- ・燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・給油するときは、必ず火を消す
- ・つけたまま寝ない、外出しない



③ ガスコンロ

- ・離れるときには、必ず火を消す
- ・コンロ周辺に可燃物を置かない
- ・換気扇や魚グリルなどは定期的に掃除する



4つの対策

① 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置

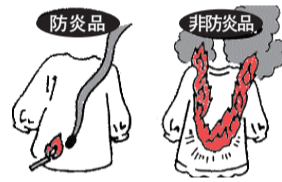
市では、新築の住宅では18年6月1日から、既存の住宅では20年6月2日から設置が義務化されました。

設置から10年経っている場合は、本体の交換をしましょう。



② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用

防災品は、火がついても燃え広がりにくい性質です。火を使う時は、エプロンなどに防災品を使うと、「着衣着火」を防止できます。防災品には「防災ラベル」がついています。



③ 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置

一般家庭には、住宅防火対策推進協議会が承認した「住宅防火安心マーク」のついた住宅用消火器が適しています。消火器の効果は、初期消火の限界とされる「炎が天井に移るまで」です。



④ お年寄りや身体の不自由な人を守るため、協体制をつくる

火災の時に一人ではできることは限られます。家族や近所の人と地域の訓練に参加することで、いざというときの「消火」「通報」「避難」の協力ができるよう住民同士で連携し、高齢者や身体の不自由な人を火災から守りましょう。



この特集のお問い合わせは
消防本部予防課 電話459-7803

市民文化祭11月上旬～中旬の日程 (文化・スポーツ課 電話481-0305)

行事	日時	場所	行事	日時	場所
子どもの創造表現 フェスティバル2016 ～ぼくたちの夢ステージ～	11月6日(日)午後1時～4時	市民会館小ホール	秀明大学飛翔祭	11月12日(出)午前10時～午後5時 11月13日(日)午前10時～午後4時	秀明大学
			短歌大会	11月13日(日)午前10時30分～ 午後4時30分 ※10時開場	八千代台東南公共 センターホール
手工芸展	11月11日(金)～13日(日)午前10時～ 午後5時 ※13日(日)は午後3時まで	勝田台文化センター 展示室	八千代管楽オーケストラ 定期演奏会	11月13日(日)午後2時～4時	市民会館大ホール
市民美術展	11月12日(出)～20日(日)午前9時30分～ 午後5時 ※12日(出)は午後1時から。 14日(月)休館。20日(日)は午後4時まで	市民ギャラリー	大和田女性会文化祭	11月13日(日)午前10時～午後3時	小板橋公会堂・ 名木児童公園

広告